

別紙

諮問第1425号

答 申

1 審査会の結論

「平成29年度 パワー・ハラスメント相談受付体制」外2件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が令和元年7月26日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求については、別表2に掲げる公文書を本件対象公文書1から3までとして特定し、このうち別表2に掲げる部分について条例7条6号により、それぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年1月8日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年3月27日に実施機関から理由説明書を、同年4月22日に審査請求人から意見書を、それぞれ收受し、令和2年10月30日（第211回第二部会）から令和3年2月16日（第215回第二部会）まで、5回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した

結果、以下のように判断する。

ア ハラスメント相談窓口について

実施機関は、平成27年7月1日より、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱（10総人第982号。以下「要綱」という。）に規定する相談窓口及び相談室において、パワー・ハラスメントに関する相談・苦情を受け付けることとし、相談対応の強化を図りながら、いわゆるセクハラ及びパワハラの防止に関する取組を進めている（平成27年6月3日付27総人職239号「パワー・ハラスメント相談窓口の設置について（通知）」。以下「通知」という。）。

イ 本件開示請求、本件対象公文書及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表2に掲げる公文書を本件対象公文書1から3までとして特定し、このうち別表2に掲げる部分について条例7条6号により、それぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 本件対象公文書の特定及び未決定部分の有無について

（ア）本件対象公文書の特定につき、審査請求人は審査請求書等において、相談件数等の取りまとめの際に作成された一次統計資料が存在する旨主張する。

これに対し実施機関は、相談件数及び内訳が分かるような統計資料は作成していない旨説明するところ、これについて審査会が検討するに、本件対象公文書における記録項目が複雑であるとまではいえないことからすると、相談件数や内訳は相談受付票等から把握し、審査請求人が主張する統計資料は作成していないとする実施機関の説明には、不自然、不合理なところは見当たらない。

（イ）また、本件一部開示決定には未決定部分がある旨、審査請求人は主張するところ、本件対象公文書1及び3までの記載内容によれば、パワー・ハラスメント相談では行為類型及び対応状況の項目が、セクシュアル・ハラスメント相談では妊娠・出産・育児休業等に関する相談件数の項目が確認できた。また、要綱及び通知において相談分類別の統計に関する明文の規定が見当たらないことを踏まえると、本件一部開示決定に未決定部分はないとする実施機関の説明には、不自然、不合理なところは

見当たらない。

エ 本件対象公文書に係る非開示情報該当性について

(ア) 本件一部開示決定に関し、審査請求人は審査請求書等において、客観的な統計数値を公開することでどのように相談者の信頼を損なうのか、議会及び報道機関に対し実施機関自ら相談件数を公表している旨主張する。

これに対し実施機関は、相談した事実が公にされるのではないかと不安を抱くことにより相談者からの信頼を失う、議会や任意の取材に応じたことで慣行として公表すべき内容となり得るわけではないと説明する。

(イ) これについて審査会が検討するに、実施機関では、要綱及び通知が規定する相談窓口及び相談室において、ハラスメントに関する相談・苦情を受け付けることとし、相談対応の強化を図りながら、いわゆるセクハラ及びパワハラ防止に関する取組を進めているとのことである。

このような中で本件非開示情報を開示することとなると、例えば、行為類型別及び相談窓口別件数との組合せにより自らの相談に関する情報が明らかになると考える相談者が、自らの相談内容が公にされることを懸念する余り、相談窓口の利用を躊躇したり、当たり障りのない説明内容に終始するなど、ハラスメント防止に関する実施機関の取組と相容れない事態を招くこととなるなど、実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件非開示情報は条例7条6号に該当すると認められる。

(ウ) 審査請求人は審査請求書等において、議会及び報道機関に対し実施機関自ら相談件数を公表しておきながら開示請求に対しては非開示としている旨主張するところ、本件一部開示決定以前に、実施機関は、議会及び報道機関に対して相談件数の一部を公表していたことが確認できた。

審査請求人は、このような実施機関の対応を条例に基づく開示請求権を根拠に批判する。しかし、実施機関は、開示請求があったときは、開示される公文書が非開示情報に該当するか否かを審理し、開示することによる利益と開示することによる不利益との調整を図るものである。したがって、実施機関としては、仮に他の場面

において当該公文書の記載内容の一部開示が行われていたとしても、改めて対象公文書について、条例に照らして非開示情報の該当性を含め、総合的に判断する必要がある。そうすると、本件開示請求に係る公文書について議会及び報道機関に対し相談件数の一部を公表していたとしても、開示請求を契機に改めて対象公文書を精査し、セクハラ・パワハラ相談窓口を将来の相談者が不安なく利用することができるよう、相談対応の強化を図りつつ、セクハラ・パワハラ防止に関する取組を進め、もって職場環境の改善を目指すという観点から、一部開示決定を行った実施機関の対応には、相応の合理性があるといえる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表1 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
平成28年度、平成29年度及び平成30年度中に東京都職員から受けたハラスメント相談の年度別総件数及びその内訳（相談内容別、受付窓口別）がわかる文書

別表2 対象公文書、開示しない部分及びその理由

平成29年度 パワー・ハラスメント相談受付体制<本件対象公文書1>	
開示しない部分	その理由
「2 パワー・ハラスメント窓口別相談受付状況」のうち、件数及び割合がわかる部分	(条例7条6号) 相談の内容や対応状況を公開することにより、秘密保持を前提として当該事業に対する相談者の信頼を失い、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
平成29年度 パワー・ハラスメント相談受付状況（各局窓口）③ <p style="text-align: right;"><本件対象公文書2></p>	
開示しない部分	その理由
「1 行為類型ごとの相談件数」のうち相談件数	(条例7条6号) 相談の内容や対応状況を公開することにより、秘密保持を前提として当該事業に対する相談者の信頼を失い、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
「2 相談への対応状況」のうち分類、内容、相談件数	あるため。
分析内容	
セクシュアル・ハラスメント相談受付状況<本件対象公文書3>	
開示しない部分	その理由
相談件数がわかる部分	(条例7条6号) 相談の内容や対応状況を公開することにより、秘密保持を前提として当該事業に対する相談者の信頼を失い、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。